



第24号

昭和37年6月16日印刷
昭和37年6月20日発行

発行所
宇都宮市旭町1-3427
宇都宮商工会議所
電話(0)2,622 3,072番

編集者兼
発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話(0)4,006・6,481番

かねて栃木・茨城両県商工会議所に於て衆参両院並に関係各省に対し猛運動を展開致しをりました待望の道路開発が左記の様に続々と実現され県下の道路整備に対する今後の期待がますます大きなものになつて参りました。

一級国道に前橋—水戸線

二県道(宇都宮—水戸)も二級へ
(日光—東京)

四月二十七日に 整備に大きな期待
正式指定

建設省の諮問機関である道路審議会(石川一郎会長)は四月二十三日総会を開き、二級国道十五本の一級格上げと地方主要幹線三十三本の二級国道格上げを決定した。このため中村建設相が二十七日の閣議に報告、政令を改正して正式に指定するが、本県関係では前橋—水戸線が予想されたとおり一級国道に昇格したほか、昭和二十九年いらい隣接県や関係市町村の間で陳情してきた県道宇都宮—水戸線と日光—東京線の二級国道格上げが実現県内道路網の整備促進に大きな期待がかけられている。

茂木通過案とる 宮—水戸線

一級国道に格上げされる前橋—水戸線は桐生、足利、佐野、小山、結城、下館、笠間を通過する延長百四十七キロメートルで、本県の県南地区約五十キロメートルを横断する重要な産業道路。すでに数年前から整備工事が進められており、本年度約一億二千万円の予算で行なわれる延長三キロメートルの工事によって、ほとんどの作業が完了する。路線番号は四十九号線で、県内を通る一級国道は東京—青森をつなぐ四号線とともに二本になる。

また、二級国道になる二路線のうち宇都宮—水戸線については、宇都宮、芳賀町水橋、市貝、茂木、茨城県長倉を経て水戸につながるものと、首都圏整備委員会の主張した益子町七井、茨城県笠間に出て前橋—水戸線に結ぶ線との二案があったが、茨城県側の強い要望や道路整備状況、交通量などの関係から、前者の案が採用された。路線番号は百二十三号線で、延長七十七キロメートル、うち本県通過距離は四十・五キロメートルとなっている。

一方、日光—東京線は日光清滝を起点に細尾峠、足尾、群馬県桐生、太田、館林、埼玉県羽生、加須、岩槻、大宮川口市、東京北区を経て同豊島区につながる延長百六十

輸出振興標語

「よい品で世界に愛され親しまれ」

八キロメートル。国道四号線と高崎—東京を結ぶ十七号線の中間を走るもので、本県内は二十九・一キロメートルとなっている。路線番号は百二十七号線。これで県内の二級国道は宇都宮—喜連川—米沢線、宇都宮—日光中宮線、日光中宮—金精峠—群馬県沼田線の既設三線と合わせて五路線となる。また、新規指定の分と同時に昇格運動のすめられきた葛生、栃木、鹿沼、氏家、喜連川、馬頭から茨城県内にはいる足利、日立線の二級昇格と群馬、山形、栃木の三県で運動をすすめてきた宇都宮—米沢線の一級格上げは今回の審議会には取り上げられなかった。

こんどの昇格は総工費三兆一千億円で三十六年から始まった道路整備五カ年計画の一つとして行なわれたもの。同計画によると一級国道については最終年度までに整備を終わらせ、二級国道の場合も十年以内に完了することになっている。本県では前橋—水戸線が本年度内にほぼ整備を終えるので、当面の直接的な利益は考えられないが、交通量の増加にともなう都市部におけるバイパス線の建設、改修工費の県負担の軽減などの面で将来は大きな利益が期待されている。

一方、二級国道についても、整備事業に着手するのは早くて三十八年度以降のことで、場合によっては四十年以降にくりこされることも考えられるが、政府、国会内には整備事業計画の規模を拡大しようとする動きもあるもので、県では二級格上げ路線の整備もかなり早まるだろうとみている。

産業災害防止全国安全週間の お知らせ

本年度全国安全週間に於て七月一日から始まりすが、今月一杯はその準備期間になっております。今年度の安全週間は、最近企業設備の近代化に即応し、その安全を確保することが望まれておりますので、前年度に引き続き設備の安全をはかることに重点をおいて効果的な運動を展開することになりました。

このため一設備を点検整備して職場の災害をなくすというのスローガンのもと各事業場においては例年行なっているもののほか特に次の事項を重点的に実施することになりました。

- 一、作業設備の点検整備と作業環境の整理をはかること。
- 二、保護具および安全標識の整備をはかること。
- 三、安全朝礼・安全懇談会等による職場安全会議を開催すること。

(宇都宮労働基準監督署では講師派遣の希望の向きは六月二十五日までに監督署あて申込むよう希望しております)

また、七月四日(水)午後三時三十分から栃木会館において栃木県地方大会が開催されますから、各事業場から多数参加して下さい。

昭和三十七年度東北自動車道建設促進 栃木県期成同盟会事業計画書

昭和三十七年度運動計画

1 運動方針

昭和三十三年三月に成立した国土開発縦貫自動車道建設法に基づいて東北自動車道（東京―青森間 六六〇km）が建設されることになり、同年十二月に東北自動車道建設促進委員会（委員長内ヶ崎賢五郎）が発足し、本県は、昭和三十六年一月十四日に本促進委員会に加入した。又県議会内に同年九月二十九日東北自動車道建設促進調査特別委員会が設置され、更に挙動的な態勢として東北自動車道建設促進栃木県期成同盟会（会長 栃木県知事横川信夫）を本年三月二十七日に結成した。何れも昭和三十八年度建設着工を目前に中央に対して強力な運動を展開してきたが、現在まだ予備調査の段階に過ぎず、このままでは着工は、昭和四十年以降に遅延する公算が大であるので今後本同盟は以上の団体と緊密な連携のもとに、更に強力な団結を保持し、世論を喚起して建設省を始め道路審議会および日本道路公団等関係当局に対し、猛運動を展開して昭和三十八年度着工（東京―宇都宮間）を実現せんとするものである。

2 運動目標

- (1) 東北自動車道調査費の完全確保
- (2) 東北自動車道の建設着工予算の獲得
- (3) 調査完了部分から建設着工、特に東京―宇都宮間の早期建設着工

3 目標達成のための方法

- (1) 国会議員を通じ、道路審議会委員に対して強力に早期着工を推進すること。
- (2) 衆、参両院建設委員および予算委員に対して東北自動車道の調査費および建設着工予算の確保を要請すること。

- (3) 各政党幹部に対して、調査費および建設着工予算の確保を要請すること。

- (4) 情況に応じて建設省道路審議会、関係当局と懇談会を開催し「東北自動車道」の建設着工を促進すること。
- (5) 適切な運動を実施するため、敏速なる情報収集を行うこと。

- (6) 東北自動車道の認識を強く深めるため既設の「高速自動車道」の見学を行うこと。

- (7) 東北自動車道建設促進のための啓発宣伝活動を行うこと。

昭和三十七年度東北自動車道建設促進 栃木県期成同盟会分担金

本期成同盟会の強力な運動を推進するため分担金を徴収する。

- 1 分担金総額 一、三〇〇、〇〇〇円

2 分担の範囲

本期成同盟会の事業に賛同する県および市町村ならびに

3 分担基準

- 県 一〇〇、〇〇〇円以上
- 市 二〇、〇〇〇円以上
- 町 五、〇〇〇円以上
- 村 一〇、〇〇〇円以上
- 諸団体

4 金の払込

- (1) 払込先 宇都宮市埴田町五〇四
栃木県企画調整室内
栃木県期成同盟会事務局
- (2) 払込方法 年度二回払

昭和三十七年度東北自動車道建設促進 栃木県期成同盟会予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額
1 分担金	一、三〇〇、〇〇〇円
(1) 栃木県	二〇〇、〇〇〇
(2) 市町村	八七〇、〇〇〇
(3) 各種諸団体	二三〇、〇〇〇
2 雑収入	二
(1) 利子収入	一
(2) 雑収入	一
収入合計	一、三〇〇、〇〇〇

※輸出振興標語

「この品が世界の誰かに役に立つ」

工具と鋼材

アラマキ

Miya Jimacho Utsunomiya

TEL. (2) 3.726・6.021・ 2.958



輸出振興標語
「のばせ貿易 豊かなくらし」

QB アイスクリーム 栃食

那須板室のみやげになる駅弁



釜めし
すし
おにぎり
ランチ
べんとう

東北本線くろいそ駅前
—— 栃食九尾センター ——
TEL くろいそ 563-486

2 支出の部

科 目	予 算 額
1 陳情活動費	六〇〇、〇〇〇円
2 調査推進費	四〇〇、〇〇〇
3 事務費	二〇〇、〇〇〇
4 予備費	一〇〇、〇〇〇
支出合計	一、三〇〇、〇〇〇

国税通則法の施行について

本年四月一日より施行となりました標記のこと、宇都宮税務署よりその趣旨に就いて左記の様に通知に接しましたのでお知らせ致します。

記

国税通則法のあらまし

国税通則法制定の趣旨

- (1) 税法体系を納税者にできるだけわかりやすくするということ。
 - (2) 税金がいかなる仕組みによって決まったり納めたりするか、租税債権に関する政府と納税者との間の権利義務の態様や限界はどのようなものであるかという、税金の制度上の仕組みを明らかにする。
 - (3) すべての税金に共通して、納税者にとって負担になることから、納税者の権利利益の救済に関する事項など諸種の制度について、負担の軽減その他納税者の利益を図ることに着目しつつ、所要の改善を加えるということ
- を制定の趣旨とし、四月二日に成立し四月一日から施行

となりました。

国税通則法の内容

その内容のあらましを説明しますと

(1) 附帯税の改正

イ 滞納の場合における利子税額および延滞加算税額を統合して延滞税とし、制度の簡素化と負担の軽減を図られた。

改正前	改正後
利子税額(納期限の翌日から納付の日まで) ……日歩三銭 延滞加算税額(督促後十一日から納付の日まで)……日歩三銭 (最高五%)	延滞税……日歩二銭 (ただし督促後十一日以降の分は日歩四銭)

注、所得税法、法人税法、相続税法に基づく場合における利子税の制度は従来どおりこれらの税法に存置されています。

ロ、加算税の名称変更と負担の軽減

名称	改正前	改正後
無申告加算税	一〇%～二五%	一〇%
不納付加算税	一〇%～二五%	一〇%
重加算税	五〇%	三〇%

注、無申告で、かつ重加算税を課される要件に該当するときは、重加算税の課税率は三五%となる。

(2) 課税処分等に対する不服制度の改善

イ 従来は賦課徴収の処分に限られていたがこれを税務署長等のなしたすべての処分に対して不服申立てができることとなった。

ロ 不服申立ての際における執行停止制度を税務署長の職権だけでなく、新たに不服申立人に対して、執行停止についての申立て権を認めた。

ハ 納税者が不服を申立てている期間中は、原則として公売処分をしない。

ニ 併合審理を認めたこと。

ホ 法人税における青色申告者について税務署長に対する異議申立てと国税局長に対する審査請求とのいずれかを選択する途を開いた。

(3) 延納について

所得税法第三〇条の二および法人税法第二六条の三の規定による徴収猶予は、本年四月一日より延納という名称に改められた。

(4) 賦課権の行使に関する期間制限の合理化

国税の賦課をすることができる期間は原則として法定申告期限等から三年(脱税または無申告のときは五年)とし、中断、停止をすることなく一定期間後に消滅するいわゆる除斥期間とする等その合理化を図った。

(5) 納税告知について

納税告知については、従来国税徴収法に規定されてい

たが、今回国税通則法に規定され税額等の確定手続きが若干改正になり、納税告知書の送付は要しなくなった税金もある。したがってその場合はそれに代わるものとして納付すべき税額の納付書を作成して送付することになった。

(6) 還付加算金について

本年四月二日以降に支払、決定または充当する場合は四月二日まで日歩三銭、四月三日からは日歩二銭として計算。計算方法は従前どおり。

納税貯蓄組合に

加入いたしましたしよろしく!!

税務署では、ただいま県や市町村とタイアップして、納税貯蓄組合員を増加する運動を進めております。

まだ加入しておられない方は、この機会に、ぜひ近くの納税貯蓄組合に加入するか、有志の方々と新しく組合を設立されるようおすすめていたします。

加入、設立の手続はごく簡単で、いろいろの特典もありますから、詳しいことは近くの組合長さんか、税務署、県税事務所または市町村などでお尋ね下さい。

(宇都宮税務署、徴収課納貯係)

「申告は 青色で 納税は 貯蓄で」

日商だより

第四回産業教育委員会開催

一、日時 昭和三十七年五月十六日十一時～十二時三十分

二、場所 日商会員談話室(東商ビル四階)

三、当所より藤生専務理事出席

四、報告事項

- (1) 第一回事務職員検定アンケートに関する件
- (2) 第十六回国民珠算競技大会に関する件
- (3) 商工会珠算能力検定に関する件
- (4) その他

五、協議事項

- (1) 第一回商業英語検定試験に関する件
- (2) 第二回事務職員検定に関する件
- (3) 受験料に関する件(珠算、簿記、計算尺)
- (4) その他

第五回地域経済開発特別委員会開催

一、日時 昭和三十七年五月十六日十三時～十四時三十分

二、場所 日商会員談話室

三、当所より藤生専務理事出席

四、議事

- (1) 説明の聴取および質疑応答

「新産業都市建設促進法案と

低開発地域工業開発促進法について」

経済企画庁総合開発局参事官 吉田 剛氏

(2) その他

第八十八回常議員会開催

一、日時 昭和三十七年五月十六日十四時三十分～十六時

二、場所 日商会員談話室

三、当所より藤生専務理事出席

四、報告事項

- (1) 昭和三十七年四月業務概要報告
- (2) 産業教育委員会よりの報告
- (3) 地域経済開発特別委員会よりの報告
- (4) 商店街振興組合法に関する件
- (5) 全国商工会議所業務概況統計(昭和三十七年一月)
- (6) その他

五、協議事項

栃木県米菓協同組合連合会



会長 中里 八郎 中八製菓(株)

副会長 吉原 良一 吉原米菓

小野沢順一 有沢屋本店

渡辺貞一郎 渡貞製菓

小滝金次郎 有小滝米菓

磯部錦三郎 有磯部商店

大山和佐雄 大山製菓(株)

斎藤 八郎 資丸八製菓

森 光男 森米菓

森谷利勝 有森谷米菓

鱒 洵 弘 大丸製菓

青柳正三郎 有青柳商店

中山桃太郎 有中山商店

佐藤貞之進 有和見屋米菓

坂本 仁平 関東米菓(株)

大垣政二郎 有大垣商店

竹中十良雄 有竹中

木村芳衛 森製菓(有)

鈴木雅雄 鈴木商店

鈴木金作

外会員 一同

連合会事務所

宇都宮市中河原町 電話(2) 八四五九

皆様に愛される
各種銘酒の御用命は

宇都宮小売酒販組合

組合事務所 宇都宮市江野町3,126
TEL (2) 3275

定休日は毎月第1, 2, 3日曜日です。
皆様の御協力をお願い致します。



宇都宮市は、市内中小工業者の経営合理化と営業の活動を促進し、その振興を図るためこの要綱の定めるところにより施設改善及び従業員宿舍建設資金（以下「資金」といふ）の途を講ずるものとする。

1、市は予算の範囲内において資金を栃木県信用保証協会

（昭和三五年四月一日 制定）
（昭和三六年四月一日 一部改正）
（昭和三七年四月一日 一部改正）

宇都宮市中小工業施設改善及び
従業員宿舍建設資金融資要綱

記

去る四月一日から当所に於て事務取扱いを致しております中小工業施設改善及び従業員宿舍建設資金融資に就きまして、まだお訳りになつておられぬ方が多数見受けられますので、要綱を左記に掲載致しますから御活用下さい。

六、説 明
〔年少労働者の福祉向上について〕
労働省婦人少年局長 谷野 せつ氏

- (1) 新入特別会員承認の件
- (2) 在琉日本法人商工会議所
- (3) 全国青色申告会総連合
- (4) 政府関係中小企業金融機関の貸出限度額の引上に関する件
- (5) 第一回商業英語検定試験に関する件
- (6) 第二回事務職員検定に関する件
- (7) 受験料に関する件（珠算・簿記・計算尺）
- (8) 一時借入金限度増額に関する件
- (9) 次回常議員会開催期日の件
- (10) その他

（以下「協会」という）に貸付し、協会はこれを市の指定する金融機関に預託するものとする。

2、指定金融機関は前項の預託金にできる限りの自己資金を加えこれを融資資金として運用するものとする。

3、前項の融資資金を中小工業者に対し資金として融資した場合においては協会は、その保証を行うものとする。

4、融資の対象となる者は次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内において一ヶ年以上商工業を営むもので、用途が適正、且つ、返済能力の確実者（以下「一号対象者」という）
- (2) 従業員宿舍の建設を行う者（以下「二号対象者」という）
- (3) 市内に事業所を有する中小企業等協同組合法（昭和四二年法律第一八一号）及び中小企業団体組織法（昭和四二年法律第一八五号）により設立された組合（以下「三号対象者」という）

5、融資の条件は次のとおりとする。

(1) 貸付金の利率 各取扱金融機関ごとの実行金利による。

(2) 資金の用途

店舗又は作業場等の増改築及びこれに附帯する施設（工業用機械設備を除く）の新設改築等並に従業員宿舍建設に必要な資金であること。

(3) 融 資 金 額

(ア) 一号対象者は一事業所五〇万円以内とする。

(イ) 二号対象者は一事業所従業員宿舍建設資金の一〇二とし、融資限度は一〇〇万円以内とする。

(4) 融 資 期 間

(ア) 三号対象者は一組合三〇〇万円以内とする。

(5) 信用保証料

保証協会所定の料率とする。

(6) 保証人及び担保

連帯保証人二名を立て場合により担保を徴することができる。

6、資金の融資を受けようとする者は、所定の申込書により市長に申込むものとする。

7、融資及び融資額の決定は、市長が別に定める審査会の審議を経て行うものとする。

8、融資を受けたものが5項の(2)の定めに違反したときは、融資金を直ちに返済させることがある。

9、指定金融機関は、その月分の融資及び返済状況を翌月十日までに市長に報告するものとする。

10、市長は、融資申込書の受付、これに伴う信用調査及び審査会の事務を宇都宮商工会議所会頭に委託する。

附 則
(施行期日)

輸出振興標語

「貿易にみんな一役よくいらし」

- 1、この要綱は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 2、(旧要綱の廃止)
宇都宮市中小商工業施設改善資金融資要綱(昭和三十五年四月一日制定以下「旧要綱」という。)は廃止する。(経過措置)
- 3、この要綱制定前に旧要綱の規定に基づいて融資した資金については、この要綱の規定に基づいて融資した資金とみなす。

宇都宮手形交換高 (単位千円)

年 月	手形枚数	金額
三十七年三月	三三、二七五	六、九七四、四四六
三十七年四月	三三、一七三	八、六一二、五〇六

不渡手形

年 月	手形枚数	金額
三十七年三月	七二	五、三六〇
三十七年四月	五二五	三九、三六〇

宇都宮銀行会(八行加盟)預金貸付高

年 月	預金	貸付金
三十七年三月	二七、八五一、〇八五	一七、六四六、五五九
三十七年四月	二九、三〇七、〇九四	一七、五八三、一五二

宇都宮市中小商工業施設改善資金
融資状況

年 月	摘要	件数	金額
三十七年三月	申込分承認	四六	二、三五〇
三十七年四月	申込分承認	一四	一、六五〇
三十七年三月	承認分	一	五、一五〇
三十七年四月	承認分	九	四、二五〇

宇都宮市中小企業互助会運転資金
状況

年 月	摘要	件数	金額
三十七年三月	申込分承認	三三	六、八八〇
三十七年四月	申込分承認	三〇	六、〇七〇
三十七年三月	承認分	二五	五、九四〇
三十七年四月	承認分	二九	五、九四〇

中小企業労働福祉施設資金
融資制度について

標記のこと左記制度により栃木県規則として本年七月中旬ごろ公布される予定ですからお知らせ致します。
尚申込開始は用紙調整と共に六月中旬、実際の融資は八月と、夫々予定されておりますからお含み置き下さい。

記

- 1、融資を受けることのできる者
- イ、常時使用する従業員の数が五〇人以下の会社(資本

の額若しくは出資の総額が一、〇〇〇万円以下のものに限る。)又は個人
ロ、県が実施する中小従業員能力測定をうけたものであること

- 2、融資の対象となる施設

- イ、寮寄宿舎等の住宅施設
- ロ、食堂売場、自転車置場持物置場等の厚生施設
- ハ、更衣室、浴場衛生室等の保健衛生
- ニ、運動施設、設図書室等の体育文化施設

- 3、融資の条件

- イ、融 資 利 率
年六分(日歩一銭六厘四毛)
- ロ、融資の限度額
当該福祉施設の新設又は改善に必要な資金の2/3以内の額で最高三〇万円とする

- ハ、融 資 期 間

- 二年六ヶ月とし、六カ月の据置期間をおく
- ニ、償 還 方 法
二四カ月の割賦均等割で行なう
但しいつでも繰上償還できる

- 4、取扱金融機関

県内に店舗を有する銀行、相互銀行、商工中金、信用

- 5、融 資 総 額

一、〇〇〇万円

- 6、融資の手続

融資の希望者は所定の申請書類を取扱金融機関に提出する。金融機関は信用調査を行ない融資を適当と認められた申請者のみ申請書類を栃木県信用保証協会を經由して知事に提出する。県は融資審査委員会を設置して申請書を審査し融資の適否を決定するとともに、その結果を保証協会を經由して取扱金融機関に通知する。
金融機関は融資決定者が福祉施設の工事に着手したときは保証協会(県との貸付契約により年二分の利率で一、〇〇〇万円の県資金の貸付けをうけている。)に対し、融資決定額と同額の預金を請求する。
保証協会は当該金融機関に預金を行ない、金融機関はそれによって申請者に融資するとともに保証協会を經由してその旨を知事に報告する。

昭和三十七年度栃木県新生活推進
協議会重点推進課題を次の通り決定

- (一) 国土を美しくする運動

全国共通課題として新生活運動協議会が提唱する。この運動を本県としても全県的に推進する。

- 道路をよくし、交通道徳を高める運動

- 道路・河川・みぞをきれいにする運動

- 蚊・ハエをなくす運動

- 花いっぱい運動
 - 酔っぱらいをなくす運動
 - 公園等公共の施設を美しくする運動
 - 草木鳥獣を愛護する運動
 - 紙くずをちらさない運動
 - タン・ツバを吐きちらさない運動
 - お互いに親切にする運動
 - 清掃等の奉仕活動
 - 看板・広告等を美しくする運動
 - その他各地域または団体で独占に考えられる運動
- (二) 時間励行運動
- 時間励行運動として特に集会時の時間励行を強調する。
- 他団体と協力する運動
- (イ) 公明選挙運動
 - (ロ) 消費の合理化運動
 - (ハ) 健康を守る運動
 - (ニ) 道路愛護運動

第16回 和文タイピスト 技能 検定試験結果発表

去る五月十三日(日)宇都宮須賀高等学校に於て施行致しました標記検定試験の結果を左記の通りお知らせ致します。

級別	申込数	欠数	受験者数	合格数	満点数	%
一	一	〇	一	一	〇	一〇〇
二	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	五	一	四	一	〇	二五
四	一〇	二	八	一	〇	一二、五
合計	一六	三	一三	三	〇	二三

第16回 英文タイピスト 技能 検定試験結果発表

日時 昭和三十七年五月二十七日九時
場所 宇都宮商業高等学校

級別	申込数	欠数	受験者数	合格数	満点数	%
A	二	〇	二	一	〇	五〇
B	一	〇	一	〇	〇	〇
C	七	〇	七	〇	〇	〇
D	二三	三	二〇	八	〇	四〇
合計	三三	三	三〇	九	〇	三〇

表札の掲出運動のしるし

宇都宮郵便協力会より郵便週間の一環行事として大切な郵便物や小包がより一層早く正しく皆様のおてもとへお届けすることが出来ますよう左記の様に当所宛依頼がござい

ました。一層の御協力方お願い致します。

明確なお家族の表札を掲げませう

宇都宮郵便局では通信記念日に伴う郵便週間の記念行事の一環として五月一日より五月三十一日まで表札の掲出運動を展開しています。

皆様の大切な郵便や小包などを出来るだけ早く正しくお手許にお届けするにも表札が全然なかつたり古くなって判読の難かしいもの、家長のものだけを掲げたもの又は最近特に激増している家族あての郵便物などと共に時には同姓の他の御家へ間違ってお届けしたりしてとんだお迷惑をおかけすることもございます。

特に暑中見舞状年賀状それにご贈答の小包などの増加するときは臨時の職員に配達させることもございますので表札がないと配達に手違いを来すこともありま

す。大切な郵便物や小包をより一層早く正しくお届けすることが出来ますよう各世帯に御家族全員の表札を掲げて下さいませよう御協力を御願ひ致します。

昭和三十七年度所得税、法人税等の税制改正の要点並に特典等について

標記の件に就いて宇都宮税務署より関係各方面に周知方通知に接しましたので左記の通り特に全文掲載お知らせ致します。

記

一、所得税関係

昭和三十七年度の所得税の改正の要点

昭和三十六年度の税制改正においては所得税において約五六〇億円にのぼる減税を実施したのであるが、この減税を実施した後においても所得税の負担が可成り高いことが指摘され、引続き税制調査会において検討、昭和三十七年度の税制改正でとりあげられ、実施に移された事項は次のとおりである。

- (1) 基礎控除の引上げ
基礎控除を十万円(旧法九万円)に引き上げる。
- (2) 配偶者控除の引上げ
配偶者控除を十万円(旧法九万円)に引き上げる。
- (3) 専従者控除の引上げ
青色申告者について、専従者控除の控除限度に関する年令区分を改め、二十才未満九万円、二十才以上十二万円(旧法二十五才未満九万円、二十五才以上十二万円)とした。
- (4) 税率の緩和
課税所得一八〇万円以下の中小所得階層に摘要される税率を緩和し、かつ、国と地方団体との間の税源配分の適正化を図るため、所得税の一部を道府県民税として移譲する措置に伴い、所得税の税率を次のように改正した。

税率	改正前	改正後
八%	なし	一〇万円以下の金額
一〇〃	一五万円以下の金額	一〇万円をこえる金額
一五〃	一五万円をこえる金額	二〇万円
二〇〃	四〇万円	五〇万円
二五〃	七〇万円	八〇万円
三〇〃	一〇〇万円	一二〇万円
三五〃	一五〇万円	一八〇万円
四〇〃	二五〇万円	〃
四五〃	四〇〇万円	〃
五〇〃	六〇〇万円	〃
五五〃	一、〇〇〇万円	〃
六〇〃	二、〇〇〇万円	〃
六五〃	三、〇〇〇万円	〃
七〇〃	五、〇〇〇万円	〃
七五〃	なし	〃

注：改正後の税率は、改正前の税率に比し、四分の三の減税となる。

(5) 生命保険料控除の引上げ

生命保険料控除については、その限度額を保険料の一五五千円までの金額の全額及び一五五千円をこえる五万円までの金額の半額の合計額（従来は、一五五千円までの金額の全額及び一五五千円をこえる三万円までの金額の半額の合計額）に引き上げられた。

(6) 寡婦控除等の引き上げ

寡婦控除、障害者控除、老年者控除、及び勤労学生控除の税額控除額を、それぞれ一人につき六、〇〇〇円（旧法五、〇〇〇円）に引き上げた。

(注) 上記の所得税の減税のうち基礎控除配偶者控除及び生命保険料控除の引上げ並びに税率の緩和は、昭和三十七年四月から実施される。従って同年分所得税については、原則として平年度に比し、四分の三の減税となる。

(7) 寄附金控除の創設

個人が教育または科学の振興等のためにした寄附金について所得税額からの税額控除を認めることとし、その額は寄附金の額（所得金額の一〇％を限度とする。）のうち、所得金額の三％（その金額が三〇万円をこえる場合には三〇万円）をこえる部分の金額に対して二〇％を乗じた額とする。

(8) 譲渡所得等の課税の簡素合理化

(イ) 昭和二十八年一月一日前から引続き所有していた資産についての譲渡所得及び山林所得の計算上控除する所得価格を原則として昭和二十八年一月一日現在の相続税評価額によることとし、従来煩雑な再評価の制度及び再評価税の課税を廃止する。

(ロ) 資産贈与等の場合に時価で譲渡があったものとして贈与者等に譲渡所得等を課税する制度につき、個人に対する資産贈与等があった場合で譲渡に関する明細書等の提出があったときは、贈与等の際の譲渡所得課税を行わず、受贈者が贈与者の取得価格を引き継ぐ制度に改められた。

事務の合理化にどちらの事務所にもすぐ役立つ！

輸出実績 業界第一



文具事務 器店に有

日本で最も多く愛用されている
富士スピード 謄写版

株式会社 松井製作所
宇都宮市河原町1, 128 T (2) 2756 7544

二、相続税関係

相続税の総額の計算上控除する遺産に係る基礎控除額を引き上げて二〇〇万円（改正前一五〇万円）と五〇万円（改正前三〇万円）に法定相続人の数を乗じて得た金額との合計額としたこと。

三、法人税関係

今回の税制改正は、減税額からみると、間接税、所得税が中心であり法人税のウェイトは小さいが項目別に主なる事項を列挙すると次の通りです。

- 適格退職年金掛金の損金算入の制度が創設されました。
 - 借地権の設定に伴う所得の計算規定の整備。
 - 企業支配株式等についての評価損益計上の特例。
 - 負債利子控除についての資産按分方式適用の場合の限定。
- なお改正税法等とは別に所得税および法人税の特典等の活用についてお知らせいたします。

四、間接税について

種別	種類	容量	量	値下げ額	摘要
清酒	特級	一・ハリット	上	二二〇円	旧特級
清酒	一級	同	上	三〇〇円	旧一級
清酒	二級	同	上	五〇〇円	旧二級
合成清酒	同	同	上	四五〇円	
しょうちゆう二五度	同	同	上	四〇〇円	
ビール	大びん	同	上	一〇〇円	
ウイスキー	二級	六四〇ミリットル	同	三〇〇円	

輸出振興標語

「貿易でひらけ日本の生きる道」

部分を未収差益勘定として貸借対照表(貸借対照表を作成する必要のない個人の場合は、その備付帳簿)に計上して必要経費または損金に算入することができます。

売買債権には、売掛金のほか未取加工料、未取請負金等が含まれますが、貸付金は除かれます。

なお、未収差益勘定の対象となつた売掛債権については、貸倒準備金を重ねて設けることができます。

二、この特例は青色申告者でなくても適用されます。

三、未収差益勘定に計上できる金額は、次により計算します。

期末売掛債権のうち発生の日 × その年分または事業から一年をこえるものの金額 × 年度の売買利益率 = 繰入限度額

この未収差益勘定は、翌年または翌期において繰収入金額または控除に組み入れることになりません。

四、未収差益勘定は、決算に組み入れたうえ、確定申告書にその明細書を添付する必要があります。

得意先が手形交換所の取引停止処分を受けたようなときは、債権の半分を貸倒れとすることができます。

一、債権について貸倒れ処理をすることができるのは、本来は、その債権を回収できないことが確定したときですが、債務者について次に掲げるいずれかの事実が生じたときは、その債務者に対する債権の金額の五〇%以内を暫定的な貸倒れとして処理することができます。

- (1) 手形交換所(これに準ずる機関を含む)において取引の停止処分を受けたとき。
(2) 会社更生手続の開始の決定があったとき。(会社更生法第四七条)

- (3) 和議の開始の決定があったとき。(和議法第二六条以下)
- (4) 会社の整理開始命令があったとき。(商法第三八一条)

- (5) 特別清算の開始命令があったとき。(商法第四三一条)
- (6) 破産の宣告を受けたとき。(破産法第一二六条以下)

- (7) 業況不振のため、または事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止しまたは休業の期間が六か月に至つたとき。

この場合は、直接に債権の金額を消却しないで、債権償却引当金として貸借対照表(貸借対照表を作成する必要のない個人の場合は、その備付帳簿)に計上して、その金額を必要経費または損金に算入することになります。債権償却引当金の対象となる債権は、売掛金、貸付金その他貸倒準備金の対象となる貸金と同じですが、その

うち質権、抵当権によって担保されている部分の金額を除きます。

なお、貸倒準備金を計算するときの貸金は、債権償却引当金に計上した金額を控除します。

二、債務者について、債権者集会の協議等によって、債権のたな上げ、年賦償還等の決定があつた場合には、その債務者に対する債権のうち、次の金額を暫定的な貸倒れとして債権償却引当金を設けることができます。

(1) 弁済までのすえ置期間が決定後五年をこえる場合のそのすえ置債権の金額

(2) 決定により割賦弁済されることとなつた債権の金額のうち、その決定のあつた日を含む年の末日または事業年度終了の日から五年を経過した後には弁済されることとなる部分の金額

三、この特例は、青色申告者でなくても適用されます。

四、債権償却引当金は、決算に組み入れたうえ、確定申告書にその明細書を添付する必要があります。

青色申告者は、純損失または欠損金を繰りもとして税金の還付を受けることができます

一、青色申告書である個人の場合は、純損失が生じたときは、所得の計算上、その純損失を翌年以降三年間に繰り越して控除することもできますが、当面資金を必要とするときは、繰越控除に代えて、純損失の生じた年の前年の所得に繰りもとして、所得税の還付を受けることができます。

二、青色申告者である法人の場合も、欠損金を翌年度以降の五年間にわたつて繰越控除をすることができますが、繰越控除に代えて、欠損の生じた事業年度開始の前一年以内に開始した事業年度の所得に繰りもとして、法人税の還付を受けることができます。

三、繰りもどしを受けようとするときは、その年分の損失申告書またはその事業年度の確定申告書を期限内に提出すると同時に還付申請書を提出する必要があります。

四、繰りもどし還付は、その繰りもどしをしようとする過去の年または事業年度に青色申告書を提出している場合に限つて認められます。

県章・県民の歌募集さる

栃木県のゆたかな県民性をおおらかに昂揚すべき県章と県民の歌が、このたび県広報課に於てつぎの要領で募集されました。県都宇都宮の商工業の皆様!またとない機会と存じます。奮つて御応募下さるようお知らせ致します。

(一) 栃木県章募集要領

(1) 趣 旨 一躍進栃木県を象徴するにもつともふさわし

「貿易で伸びる産業富む日本」

章。

- (2) 規 定 明るく新鮮に栃木県を表徴・旗・胸章・記章・ユニホーム等に利用できるもの。
- (3) 応募資格 栃木県内に居住もしくは勤務する者、または本県出身の方。
- (4) 用紙その他詳細は宇都宮市西境田町五〇四栃木県総務部広報課内 県章係にお問い合わせ下さい。

栃木県中小商工業店舗改造資金融資制度拡大のお知らせ

本年度から環境衛生関係の業種の取扱方針が更に次のように拡大されました。
 なお、審査会の開催は、六月・八月・十一月・二月の予定ですから御承知下さい。

記

- (1) 理美容業の対象設備
洗面所・消毒用容器・タオル蒸器・器具消毒器・汚物容器の整備等
- (2) クリーニング業の対象設備
洗濯機・脱水機の整備及び洗濯場・仕上場・選別場の改善等
- (3) 飲食店業・魚介類・食肉販売業
冷蔵庫・冷蔵施設つき陳列ケース・給水施設の整備・調理室の改善等
- (4) 豆腐製造業
製造機械の整備及び製造場の改善等

文 部 省 認 定

英語通信教育の御案内

◇英語は今日国際語です。

実生活で英語を必要とすることは今更に申しあげる迄ありません。その必要な英語を、働きながら学校に通わないで、好きなときに、好きな所で勉強できるのが、通信教育制度です。

◇文部省認定通信教育とは

従来の所謂通信販売業とは全然異なった、文部省が審査した教材を用い、非営利団体が、文部省の監督のもとに学習指導を行なうものです。

(一) 栃木県民の歌募集要領

- (1) 趣 旨 県民の郷土愛をたかめ、明るい豊かな郷土の建設に資するため県民こそって愛唱するにふさわしい歌！
- (2) 規 定 ① 歌詞の内容、県民の歌制定の趣旨にそい、明るく新鮮に平易で歌いやすいもの。
② 形式は自由ですが、おおむね五節以内。
- (3) 応募資格 県章募集の規定に準ず。
- (4) その他こまかい点は県章と同じく広報課内県民の歌係へおたずね下さい。

◇日本英語教育協会とは

生徒のための出版社として定評のある「旺文社」とは文字通り一心同体の関係にあり、親切・責任・奉仕を事業の方針として昭和二十五年九月以来今日迄、堅実な歩みが続けています。

◇どのように指導されるのか

入学は、いつでもかまいません。手続きが終ると協会から各種の教材が送られてきます。

◇どんな科があるのか

次の科と課程があり、学力に応じて、どれにでも入学できます。

- (1) ジュニア科Ⅱ A B C の基本から中学卒業程度まで。
- (2) ジニア科Ⅱ 高校程度
- (3) 実務英語科
- (1) 英会話課程Ⅱ 初・中・上の三級に分かれ、A B C から通訳・ガイドまでの会話力指導。
- (2) 英習字課程Ⅱ 基礎・応用 2 編に分かれ、基礎編で

【(株) 明 電 舎】 明電舎モートル・明電ホイス
ト・明電ドリル・スイッチ・明電
扇風機・冷蔵庫・洗濯機・ク
ーナー

【大阪金属工業KK】 ダイキンエアコン・冷暖房機・
水中ポンプ

【川本製作所】 家庭用電気ポンプ・工業用ポン
プ各種

【三ツ星ベルトKK】 Vベルト・平ベルト・コンベア
ベルト

【伝動装置一式】【配管ポンプ用品】【産業機械各種】

電機と機械器具の総合問屋

石 居 一 郎 商 店

本社 宇都宮市東埜田町172東校前
TEL (2) 3 3 6 8

倉庫 宇都宮市上横田町 1087 の1

文字の書き方、応用編で日記・手紙その他実務書式を指導。

◇入学手続
協会に入学案内および入学志願票を、はがきで御申込下さい。

学 費 一 覧

科 別	区 分	入学金	受講料	合 計	
ジュニア	全額払	200円	1,500円	1,700円	
	分割払 第1回	200円	500円	700円	
	分割払 第2回	—	550円	550円	
ジュニア	全額払	100円	950円	1,050円	
	分割払 第1回	100円	350円	450円	
	分割払 第2回	—	350円	350円	
実務英語	英会話	全額払	200円	1,500円	1,700円
		分割払 第1回	200円	500円	700円
		分割払 第2回	—	550円	550円
	英習字	全額払	200円	1,000円	1,200円
		分割払 第1回	200円	550円	750円
		分割払 第2回	—	550円	550円

※2科目以上兼修される方は、兼修する科の入学金を免除します。

申 込 先

東京都新宿区横寺町旺文社気付

日本英語教育協会

振替 東京一九六〇四〇番
電話 (例) 八六三三〇四

THE JAPAN SOCIETY OF ENGLISH STUDY

事務局だより


- 三 月
- 一日 宇都宮市町会町名地番整理審議会委員に藤生専務理事委嘱さる。
 - 二日 宮のさくら祭行事打合せ開催、当所第三会議室福田商業部会長外20名出席
 - 三日 発明相談開催、堀田先生、当所図書室
 - 三日 結城商工会議所役員50名当市商店街視察に来所
 - 五日 宇都宮商工会議所運営委員会開催、当所第三会議室、荒牧副会頭外14名出席
 - 五日 宇都宮市商店街連盟役員会開催、当所図書室三時福田商業部会長外16名出席
 - 五日 労災保険一括加入取扱説明会開催、当所第一会議室来談者30名
 - 六日 鉄道貨物協会幹事会開催十時五分中村、保坂会頭代理にて藤生専務理事出席
 - 七日 昭和37年度設備近代化諸制度説明会開催十時、市正庁小川業務部長出席
 - 七日 昭和37年度、さくら祭協力委員会開催一時、当所

- 七日 第一会議室、出席者71名
神戸市商店街連合会役員12名当市商店街視察に来所
- 七日 宇都宮市青少年問題協議会開催、十時、市正庁、藤生専務理事出席
- 八日 経済講演会開催、当所第一会議室、「国民経済の動向について」世界動態研究所長 中西重思氏 聴講者38名
- 十一日 宇都宮市優良観光土産品研究会開催、当所第三会議室小川業務部長出席
- 十一日 宇都宮信用金庫創立40周年記念式典、祝賀会並に永年勤続者表彰式開催、東武五階ホール、保坂会頭代理にて藤生専務理事出席
- 十三日 日本商工会議所第18回中小企業委員会開催、三時 東商、藤生専務理事出席
- 十四日 日本商工会議所第86回常議員会
- 十五日 第15回通常委員会
第33回議員総会開催
- 十六日 保坂会頭代理にて藤生専務理事出席
宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催
当所第三会議室、藤生専務理事出席
- 二十日 栃木県社会教育委員会開催、十時、婦人会館、藤生専務理事出席
- 二十日 宇都宮商工会議所常議員懇談会開催、二時、当所第三会議室、荒牧副会頭外19名出席
- 二十日 日本商工会議所第17回商工技術担当者、会議並に第16回珠算ブロック会議開催、青木(富)職員山田珠算学校長外1名出席
- 二十日 日本通運株式会社宇都宮支店長栗島半氏新任挨拶に来所
- 廿一日 勝浦市商工会役員50名当市商店街視察に来所
- 廿二日 ステンレス加工熔接技術講習会開催、当所第一会

登録銘菓

宮中

宮野屋本店
電話 (2) 五一八五
店 旭町三橋通り
電話 (2) 三三九三





議室、受講者47名、講師日本ウエルデングロッド
 (株)手塚敬三氏、
 廿三日 当所経営改善普及員採用試験施行、当所第三会議室
 廿四日 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会開催、
 十時、市公室、藤生専務理事出席
 昭和冷蔵(株)宇都宮工場冷蔵倉庫落成記念式並
 に新工場参観、藤生専務理事出席
 神戶市商店街連合会役員16名、当市商店街視察に
 来所
 廿六日 宇都宮商工会議所常議員会並に通常議員総会開催
 三時、小林副会頭外5名出席
 「昭和37年度事業計画並に収支予算審議の件その他」
 中小企業融資金融懇談会十時三〇分、市公室、藤
 生専務理事出席
 栃木県企業誘致委員会開催、一時、知事応接室、
 藤生専務理事出席
 廿七日 東北自動車道建設促進栃木県期成同盟会創立総会
 開催、一時三〇分、東武デパートホール、藤生専
 務理事出席
 廿八日 中小企業PRセンター主催、新年度の放送企画に
 ついて懇談会開催、二時、東京都道府県会館藤生
 専務理事出席
 日光地区商工会議所議員総会開催、保坂会頭代理
 にて小山(栄)連合会職員出席
 三十日 関東商工会議所連合会幹事会開催、十一時、東商
 会議室、藤生専務理事出席

四月

二日 昭和37年度宮のさくら祭打合せ開催
 栃木県婦人会議開催について、細部打合せ、一時
 栃木労働基準局会議室、藤生専務理事出席
 四日 宇都宮商工会議所常議員懇談会開催、十一時、荒
 收副会頭外15名出席
 五日 宇都宮商工会議所交通運輸部会開催、一時、無事
 故運転者表彰について。
 六日、十日 宮のさくら祭開催
 六日 さくら祭祈願祭、十時、二荒山神社
 発明相談開催、堀田先生、当所図書室
 栃木県婦人会議開催、十時、くろかみ荘、藤生専
 務理事出席
 名古屋商工会議所新旧正副会頭の慰労激励会に祝
 電を打つ
 八日 栃木県青果荷受株式会社創立15周年記念式、十一
 時、陽南荘、藤生専務理事出席
 九日 宇都宮ロータリークラブ創立10周年記念式典、十
 一時、上野百貨店ホール、保坂会頭代理にて藤生
 専務理事出席
 十日 栃木県商工会議所連合会定例事務局長会議開催、
 十時、県内全会議所、事務局長出席
 経営改善普及員として亀田文二、鈴木守保氏本日
 より出勤
 十一日 宇都宮市中小企業互助会融資金審査会開催、当所第
 三会議室、藤生専務理事出席
 松本商工会議所商店街役員20名当市商店街視察に
 来所
 源泉所得税取扱説明会九時三〇分、県教育会館、
 阿部職員出席
 十二日 宮のさくら祭大売出し春の房総めぐり抽籤会開催
 当所第三会議室、各商店街代表20名立合の下に抽
 籤す。
 栃木県交通対策協議会幹事会、二時、県議会議室
 控室、保坂会頭代理にて、藤生専務理事出席
 十六日 宇都宮商工会議所交通運輸部会開催、当所図書室
 第一回宇都宮市町会町名地番整理審議会開催、一
 時、市公室、藤生専務理事出席
 宇都宮観光まつり、市民ハイキング大会打合せ、
 二時、市正庁、藤生専務理事出席
 十七日 八王子商工会議所役員26名当市商店街視察に来所
 栃木県交通対策協議会交通安全全部会開催、二時、
 くろかみ荘、保坂会長代理にて藤生専務理事出席
 十八日 宇都宮家具協同組合懇談会開催、五時、三川屋、
 藤生専務理事出席
 十九日、二十日 宮のさくら祭大売出し「春の房総めぐり
 一泊観賞旅行」に当籤者一〇〇名招待す。
 二十日 宇都宮市観光協会観光まつり協力委員会開催、十
 一時、東武五階ホール、新部職員出席
 廿二日 第16回国民珠算競技大会栃木県予選会開催、九時

- 宇都宮商業高等学校、参加者49名
- 栃木県食肉環境衛生同業組合総会並に昭和36年度当組合優良店員表彰式開催、保坂会頭代理にて、藤生専務理事出席
- 廿三日 宇都宮商工会議所商業部会議員懇談会開催、十一時、当所第一会議室、福田商業部会長外16名出席
- 大宮商工会議所商店街主婦クラブ会員50名、当市商店街視察に來所
- 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会開催、十時、市公室前室、藤生専務理事出席
- 廿四日 長野商工会議所商業部役員12名当市商店街視察並に宇都宮青果市場を見学す。
- 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催、十時、当所第三会議室、藤生専務理事出席
- 廿五日 日通液化ガス(株)宇都宮事業所岡本充填工場完成につき工場内見学並に披露宴、一時、保坂会頭代理にて藤生専務理事出席
- 宇都宮市議会正副議長並に収入役就任歓迎会開催、五時、中村、出席者40名
- 廿七日 福田木材新建材部主催「NHK軽量形鋼はり」説明会開催、一時、当所第一会議室(当所後援にて)
- 廿九日 日電ランコ(株)「旭が丘団地」地鎮祭及披露宴、十一時、藤生専務理事出席
- 三十日 栃木県新生活推進協議会昭和37年度総会、十時三〇分、県正庁、藤生専務理事出席
- 宇都宮労働基準協会理事会開催、十時、監督署会議室、一時より昭和37年度定期総会開催総会終了後懇親会開催、中村、藤生専務理事出席
- 栃木県優良観光土産品推せん審査会、一時、県商工労働部長室、新部職員出席
- 五月 東北自動車道建設促進栃木県期成同盟会実行委員会開催、十時三〇分、上野百貨店ホール、藤生専務理事出席
- 宇都宮商工会議所第二回総会開催、一時、陽南荘、藤生専務理事出席
- 二日 宇都宮商工会議所議員懇談会開催、十一時、当所第一会議室、高橋副会頭外40名出席
- 日本専売公社宇都宮前地方局長 黒田実氏本社転勤挨拶に來所
- 三日〜六日 宇都宮観光まつり開催
- 三日 陸上自衛隊宇都宮駐とんど地創立12周年記念祭開催(市内パレード)
- 四日 栃木県公衆浴場審議会開催、一時、知事応接室、藤生専務理事出席
- 六日 富屋・篠井連峰市民ハイキング大会開催、七時三〇分、市役所前集合参加者三三五名
- 七日 栃木行政監察局行政苦情相談協力委員打合せ開催

- 十日、行政監察局藤生専務理事出席
- 七日 栃木県食品工業協会創立発起人会、十時、栃木県農産食品工業指導所、藤生専務理事代理にて新部職員出席
- 栃木県対ガン協会常務理事会開催、三時、くろかみ荘、藤生専務理事出席
- 八日 栃木県商工会議所連合会会頭会議開催、十時三〇分、当所第三会議室、保坂会長外22名出席
- 九日 宇都宮市教育委員会、社会教育委員会開催、十時市役所正庁、藤生専務理事出席
- 宇都宮市商店街連盟昭和37年度定期総会並に宮のさくら祭連合大売出し決算報告会開催、四時、当所第一会議室、荒牧連盟会長外30名出席
- 宇都宮市首脳部合同歓迎会開催、五時、中村出席者91名
- 土浦商工会議所役員10名宮市商店街視察に來所
- 十一日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催、十時、当所図書室、藤生専務理事出席
- 日本専売公社宇都宮地方局長 大塚孝良氏新任挨拶に來所
- 十三日 第16回和文タイピスト技能検定試験施行、九時開始、宇都宮須賀高等学校
- 宇都宮西ロータリークラブ承認状伝達式、正午、東武五階ホール、藤生専務理事出席
- 十五日 栃木県小規模事業指導費補助金交付要綱説明会、十時、当所第一会議室、出席者50名
- 日銀検査役湯川和氏転勤挨拶に來所
- 十六日 宇都宮青色申告会役員会開催、一時、当所第三会議室、坂本会長外10名出席
- 市町村商工行政担当課長会議開催、一〇時、市正庁、小川業務部長出席
- 日本商工会議所第四回産業教育委員会、十一時、東商
- 日本商工会議所第五回地域経済開発特別委員会、一時
- 日本商工会議所第八十八回常議員会開催、二時三〇分、藤生専務理事出席
- 十七日 宇都宮商工会議所運営委員会開催、十一時、当所第三会議室、石海委員長外9名出席
- 栃木県酒類卸協同組合第13回通常総会開催、一時松寿苑 藤生専務理事出席
- 十八日 川越商工会議所商店街役員110名宮市商店街視察に來所、荒牧副会頭、青木常議員商店街現況を詳細説明す。
- 十九日 宇都宮仏教会花まつり反省会開催、二時、西原町觀専寺、新部職員出席
- 二十日 第16回国民珠算競技大会開催、八時三〇分、東京中央大学講堂、栃木県代表者10名、都道府県対抗競技に於て本県は三等(一位)となる、
- 廿一日〜廿二日 茨城・栃木・両県商業部会交流会議開催

業種	住	氏名
縫製	西原町二五〇	(有)炭田商店

水戸商工会議所に於て、当所より荒收副会頭、柏谷・鈴木(良)・杉本・松本各議員並びに小川業務部長出席、両県参加議員数58名

廿一日 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会開催、十時、市正庁、藤生専務理事出席

有限会社栃食下栗新工場完成開所式、二時、於て下栗新工場、保坂会頭代理にて、藤生専務理事出席

廿二日 本日より七月廿四日迄、当所第一会議室に於て、毎夜午後六時より八時迄、五十五日間に亘り商工青年学級開講す。(商店工場等に勤務する青年男女に対し職業及実生活に必要な知識・技能を習得せしめ以てその資質の向上を企図す) 聴講者九十一名

廿二日 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会、十時、当所図書室

廿二日(廿三日) 失業保険業務研修会開催、一時、栃木県職員保養所懇の家、吉田職員出席

廿三日 栃木県食品工業協会設立総会開催、十一時、自民会館、新部・小山(栄)職員出席

宇都宮市農業労働力調整協議会、第二回協議会開催、一時、市役所議員第三控室、藤生専務理事出席

廿四日 中小企業金融公庫支店設置に関する陳情のため水田大蔵大臣・森永中小企業金融公庫総裁・大堀中小企業庁長官・佐藤通商産業大臣へ鈴木(善)野沢常議員・藤生専務理事上京す。

日本銀行前橋支店長、星文二氏新任挨拶に來所

廿六日 宇都宮青色申告会定期総会開催、十時、坂本会長外40名出席

廿七日 第16回英文タイピスト技能検定試験施行、九時、宇都宮商業高等学校

宇都宮市社会教育委員連絡協議会開催、十時、ナショナルショールーム3階、藤生専務理事出席

廿九日 足利銀行宇都宮前福田支店長、転任挨拶並に三浦新支店長就任挨拶に來所

三十日 社会を明るくする運動 栃木県実施委員会開催 一時、觀察所、保坂連合会長代理にて藤生専務理事出席

卅一日 栃木県中小企業団体中央会昭和37年度通常総会開催、十時三〇分、自民会館、藤生専務理事出席

雇用促進講習会開催、一時、当所第一会議室、受講者40名

当所新規会員の御紹介 (敬称省略)

電気機具販	川向町七七四	岩崎電氣(株)所
税理士	三条町一、三二八	(株)星野計理事務所
昭通通り一の二〇	菊池仁	
三条町一の三二八	星野準五郎	
河原町一、二二八	稲子芳男	
石町八八一	福田稲国	
四条町一、三三八	大谷広雄	
新石町一、四八八	樋口鉄四郎	
一、四八三	大島稔	
宮島町二三四	倉井英男	
埴田町三七七	高野光美	
三三三	峯岸武一	
一八八	大橋武雄	
西原町二、七四八	大金博	
二、六五一	野沢武	
戸祭町二、〇〇一	佐藤春光	
扇町二九三	鈴木喜代志	
旭町二の三、四二	石島吉造	
二の三、四三七	浜村浩安	
一の九四	菊地泉	
二〇	荻茂秋	
二の三、四二三	木村繁	
一の三、五一五	小池重吉	
蒲生町二の五三	(有)平田金物店	
大谷町一、四二〇	渡辺岩男	
一、二二五	石川喜雄	

酒類	大谷町一、二二五	石川圭治
履物	西原町二、二六六	増田弁次郎
ワックス 販売	材木町一、四九九	栃木リンレイ(株)
鍍金	西原不動前二八三	(有)宇都宮 加治鍍金工場
木型製作	大曾町五五九の二	(有)高橋木型製作所
建具・家具 製造業	操町二の二六	田中助三
〃	河原町一、二二四	石塚末吉
製菓	滝谷町一の五	(有)坂本製菓
石材	戸祭町一、八七三	(有)青柳石材店
中古書籍	一条町東武駅前	井上正八郎
旅客 運貨物	川向町	宇都宮駅長 勝島亥三雄
青果 冷菓食品	大谷町一、二一八	大室旭
青果 食品	戸祭町一、六七三	(有)岩崎屋商店
飲食 店	西大寛町二、四八	(有)藤茂登そば店
熔接	旭町一の三、五〇八	(有)野島鉄工所
靴	塙田町一九	古橋正治
薬房	旭町一の九四一	杉浦駿治
飲料	江野町三、一〇五	(株)一平寿司
生花	杉原町三、二四一	坂本親治

宇都宮小売物価動向

(昭和37年5月)

宇都宮商工会議所

概況

五月十五日現在における宇都宮小売物価指数総平均は一〇八・四％(昭和三五年Ⅱ一〇〇)で前月に比し〇・四％下落した。総体的には今月の価格の値動きは少なかったが、野菜果実に個々の値動きがあり、特に玉ねぎが一K五〇円と前月に比し六〇円の値下りになった。出廻期に入っ

たことと他の野菜類の出荷増によって値下りを示したが、毎年端境期と出廻期とは非常に大幅な値動きがあるが今後の調整を望む声が多い他高値を続けてきたセメントがやや値下りを来たした。

東京小売物価との比較

東京小売物価指数は一一〇・七％を示し、前月に比し二・三％騰貴した。とくに食料品中の野菜果実が入荷激減となり大巾な値上りを見せた。このため総合では昭和三十六年七月について十一月カ月ぶりの大巾上昇となり今迄の最高指数三十六年十二月の一〇九・三％を上廻る最高指数となった。これは宇都宮と東京が反対の動きを示したもので特に野菜類が宇都宮で出荷増により値下りとなり、東京において出荷減により大巾な値上りとなっている点今後の値動きが予想される。

商品別、類別の主な動きを見る

食料品

宇都宮〇・五％安。玉ねぎが前月一K一一

〇円今月同五〇円と半値以下になった等により野菜果実四・二％安、水産食料品まぐろの品薄により一・六％高、畜産食料品鶏卵の出廻期により安値となり一・九％安となっている。他は保合

〇東京四・四％高。野菜果実が二、三月の成育期に雨が降らず、成育が遅れたため入荷激減となって六〇・四％と大巾な値上り、他水産食品出廻好調から八・九％安、調味料も化学調味料の値下りにより〇・六％安となった。

上記比較 宇都宮は野菜果実が値下りとなり、東京は値上りとなる。水産食料品は宇都宮値上り東京値下りとなる。

繊維品

宇都宮保合

〇東京一・五％高、洋服類が夏物切替えとシーズン初めの価格の関係から値上りとなった。上記比較 宇都宮より一歩早く東京にて夏物衣料品が動きたした様である。

建築材料

宇都宮〇・三％高。畳表の原料である蘭草

が端境期になっているため。

燃料灯火

宇都宮保合

〇東京〇・四％安。木炭が季節的に需要減となったため。

家庭用機械器具

宇都宮保合

〇東京〇・九％安。在庫増と資金繰りから値下りとなった。

雑貨

宇都宮保合

〇東京〇・一％安。医薬品の値下りによる。

宇都宮小売物価指数 37年5月 (35年=100)

品目	総平均	食料品計	内 訳									繊維品	建築材料	燃料	家庭用機器	雑貨
			穀粉製品	野菜果実	水産食品	畜産食品	調味料	加工食品	菓子	嗜好品						
指 37年5月	108.4	110.6	101.9	160.6	106.8	103.6	103.5	112.5	102.5	93.5	95.9	109.3	114.3	100.0	105.8	
37年4月	108.8	111.1	101.9	164.8	105.2	105.5	103.5	112.5	102.5	93.5	95.9	109.0	114.3	100.0	105.8	
前月比	- 0.4	- 0.5	0	- 4.2	+ 1.6	- 1.9	0	0	0	0	0	+ 0.3	0	0	0	

東京小売物価指数 (ウェート制)

品目	総平均	食料品計	内 訳									繊維品	建築材料	燃料	家庭用機器	雑貨
			穀粉製品	野菜果実	水産食品	畜産食品	調味料	加工食品	菓子	嗜好品						
指 37年5月	110.7	117.0	103.5	238.8	129.9	104.1	108.1	132.2	104.5	96.6	100.5	114.7	113.7	96.8	110.2	
37年4月	108.4	112.6	103.5	178.4	138.8	104.1	108.7	132.2	104.5	96.6	99.0	114.7	114.1	97.7	110.3	
前月比	+ 2.3	+ 4.4	0	+60.4	- 8.9	0	- 0.6	0	0	0	+ 1.5	0	- 0.4	- 0.9	- 0.1	

事業主のみなさん！従業員の住宅そのほかの福祉施設の建設にこの貸付金をご利用下さい

◎ 中小企業労働福祉施設資金 融資制度について、詳報！

(本文6頁に予報掲載)

◇取扱金融機関

県内に店舗を有する銀行、相互銀行、商工組合中央金庫、信用金庫及び信用組合です。

◇労働福祉施設とは次のものであって、従業員のための施設に限られています。

- 一、寮、寄宿舎等の住宅施設
- 二、食堂、調理室、売店、自転車置場、持物置場等の厚生施設

- 三、更衣室休養室、浴室、洗面所、便所、衛生室等の保健衛生施設
- 四、運動施設、図書室等の体育文化施設
- 五、その他、従業員のための労働福祉施設であつて知事がそれを必要と認めた施設

◇融資者の要件は

- 一、県税を完納していること。
- 二、融資申込の日から起算して過去一年以内に県が実施する中小企業従業員態度測定を受けたものであること。

◇取扱金融機関の融資の条件は

- 一、労働福祉施設の設置又は改善に要する資金であること。
- 二、融資限度額は、福祉施設の設置又は改善に必要な資金の三分の二以内とし、三十万円を限度とする。
- 三、融資期間は、二年六月とし、六ヶ月の据置期間をおく。
- 四、償還方法は、二十四ヶ月の割賦均等割にする、ただしいつでも繰上償還ができる。
- 五、融資利率は、年六分(日歩一銭六厘四毛)とし、その利子は、償還のつど徴収する。

◇融資の申込みは

中小企業労働福祉施設資金申込書に次の書類を添えて申込むこと。(用紙は当所中小企業相談所に用意致しておきます)

- 一、中小企業労働福祉施設設置(改善)計画書
 - 二、工事請負人又は購入先の見積書
 - 三、状態申告書
 - 四、県税納税証明書
 - 五、中小企業従業員態度測定実施証明書
- 本年度融資の総額は一、〇〇〇万円の予定です。申込の時期は随時行なわれますが、第一回は六月二十日から受付を致します。労働者の福祉の増進と労使関係の安定を図る県の目的に充分副われた会員の皆さんの御申込をお待ち致します。

尚問合せ先、申込用紙等は県労政課、各労政事務所、各商工会議所等にありますから、詳細については、どしどしお問合せ下さい。

計量思想普及宣伝に就いて

六月七日の計量記念日に当り、当所は関係各団体と共催、例年の通り広報車により市内商店街に対し、正しい計量の使用を呼びかけましたが、本年は特別に市内婦人会並びに報道関係の絶大なる協力を得て、市内商店の同一品目に依る試売を行ない(包装・態度・正量等)その結果を細部に亘り検討、関係者に依る座談会を開催、正しい計量の使用に就いて大いに成果をあげる事を得ました。その詳細は次号に於てお知らせ致します。

小売物価調査報告表

(昭和三十七年五月現在)

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格			
穀類・粉製食品	うるち米(配給)	1 kg	83	野菜・果実	大根	100kg	30	畜産食料品	牛肉	100g	65	加食料工品	竹輪	100g	9			
	〃(非配給)	〃	85		キャベツ	〃	50		豚肉	〃	50		たくあん	〃	7			
	〃(外米)	〃	63		ねぎ	〃	50		牛乳	180cc	14		菓子	ビスケット	1包	100		
	〃(準内地米)	〃	74		玉ねぎ	〃	50		鶏卵	100g	20			キャラメル	1函	20		
	もち米	〃	91		りんご	〃	100		バター	1函	180			ドロップ	100g	25		
	精麦	〃	55		みか	〃	—		調味料	醤油	1本			195	せんべい	〃	22	
	小麦粉	〃	55		水産食品	まぐろ	100g			20	味噌		1kg	86	嗜好品	清酒	1本	460
	小豆	100g	12			さば	〃			7	化学調味料		1かん	210		ビール	〃	115
	食パン	〃	10			いわし	〃			6	砂糖		1kg	140		焼酎	〃	315
	干うどん	〃	6			いか	〃		12	食用油	1ℓ		180	ウイスキー		〃	300	
野果菜実	かんしょ	1 kg	30	塩さけ		〃	—	加食料工品	豆腐	100g	5	ジュース	〃	300				
	ばれいしょ	〃	35	煮干		〃	30		油あげ	〃	17	緑茶	100g	40				
				干のり		1帖(10枚)	100											

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格
嗜好品	紅茶	1かん	150	織品	作業服	1着	1,850	燃料	木炭	1俵	550	雑品	洗濯せっけん	1袋	450
	たばこ	1函	50		男子メリヤス	1枚	230		まき	1束	65		クリーム	1個	120
織品	晒木綿	1m	24		男子ワイシャツ	〃	800		石炭	1呎	170		新聞	1ヶ月	390
	ポプリン	〃	80		男子くつ下	1足	180		れん炭	1袋	300		男子革靴	1足	3,000
	キャラコ	〃	75	婦人くつ下	〃	400	ガソリン	1ℓ	46	運動靴	〃	300			
	ネル地	〃	85	雑品	毛糸	500g	1,400	家庭用機械器具	テレビ	1台	52,000	げた	〃	380	
サージ	〃	1,350	打綿		1本	1,200	電気洗濯機		〃	23,000	ちり紙	100枚	17		
オーバー地	〃	—	建築材料		杉角材	1立方m	26,800		電球	1個	65	ノート	1冊	20	
富士絹	〃	350			杉板材	1平方m	181		自転車	1台	16,000	飯茶わん	1個	20	
ナイロジ	〃	220		セメント	1袋	400	ミシン	〃	29,800	なべ	〃	430			
男子背広服	1着	9,500		くぎ	100g	6	時計	1個	4,500	マッテ	1袋(10箱)	35			
男子学生服	〃	3,500	畳表	1枚	420	雑品	感冒薬	1箱(25錠)	130	鉛筆	1本	10			
			板ガラス	〃	75		栄養剤	〃(30錠)	220	フィルム	〃	180			

全商工業者は一人残らず

会員倍加運動実施中

商工会議所の会員になりましょう

◇商工会議所は夫々の地域の経済発展を目指して事業を図っています。
◇商工会議所は商工業者のサービス機関です。商工業者の世論を商工会議所に集めましょう。